主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、少年法三五条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年一月二九日

最高裁判所第一小法廷

弘		田	戸	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官